

取扱説明書

嫌気ろ床担体流動循環方式

ダイキ浄化槽

XC-5・7・10N 型

注意

取扱説明書本文に出てくる警告および注意表示の部分は、浄化槽を使用する前に特に注意深く読み、よく理解してください。

本書には保証書を添付しています。保証書に所定の記載事項が記載されているか確認してください。
保証書は再発行いたしませんので、大切に保管してください

表示	意 味
 警告	この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡、重症を負う可能性、または物的損害の可能性が想定される内容を示しています。
 注意	この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性や物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。

※ 物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットにかかわる拡大損害を示します。



安全にお使いいただくために

浄化槽を安全に使用していただくために、下記のことを必ずお守りください。これらの注意事項は、安全に関する重要な内容です。

警告 1) 消毒剤による発火・爆発・有毒ガス事故防止

- 消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。
 - 消毒剤には、塩素系の無機・有機の2種類があります。これらを一緒に薬剤筒に入れないでください。
- これらの注意を怠ると、発火・爆発・有毒ガスの発生が生じる恐れがあります。

警告 2) マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

- マンホール・点検口の蓋は、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは、必ずロックしてください。
 - マンホール・点検口の蓋のひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに交換してください。
 - マンホール・点検口の蓋は、子供には触らせないでください。
 - 蓋を地面やコンクリート面などに置く場合は、落下させずに丁寧に置いてください。
 - ロックの変形、破損、脱落などが生じた場合は、速やかに交換してください。
 - マンホール・点検口の蓋には、規定の安全荷重を超える車両や重量物などを載せないでください。
- これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずる恐れがあります。

警告 3) 感電・発火事故防止

- ブロワのカバー・制御盤の蓋は、開けないでください。
 - ブロワ・制御盤の近く（約50cm）には、モノを置かないでください。
 - 電線・電源コードの上には、モノを置かないでください。
 - 電源プラグは、ほこりが付着していないか、1年に1回以上は確認してください。
 - ブロワ・制御盤などの電気系統が故障した場合は、維持管理業者又は工事業者に連絡してください。
- このような注意を怠ると、感電・発火が生じる恐れがあります。

注意 4) 荷重による器物破損・傷害事故防止

- 埋設工事後の浄化槽の上には、規定以上の重量物を載せないでください。
- これらの注意を怠ると、器物破損・傷害が生じる恐れがあります。

《目 次》

1. はじめに	1
2. 浄化槽について	1
3. 各部の名称と働き	2
4. 浄化槽の一般的留意事項	3
5. ご使用になる前に	4
6. ご使用の際のご注意	5
7. 浄化槽の上手な使い方	6
8. 正しい維持管理を	7
9. 保証書	8

1. はじめに

このたびはダイキ浄化槽 XG 型を設置いただきまして、ありがとうございます。浄化槽が所定の機能を果たすために、以下に示します説明を充分にご理解いただいたうえで、正しくご使用していただくようお願い申し上げます。

2. 浄化槽について

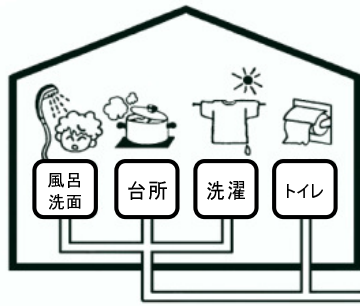
浄化槽は、水洗トイレからの排水だけでなく、家庭から排出される台所や風呂、洗濯などによる全ての生活雑排水も併せて処理を行い、きれいな水として流す装置です。

処理の方法は、排水中の沈殿物や浮遊物を取り除いた後、空気を好まない（嫌気性）微生物の働きで前処理を行います。その後、空気を好む（好気性）微生物の働きで仕上げの処理を行い、最後に固形塩素剤で処理水を消毒してから、下水道以外の河川や海に排水します。また浄化槽は、処理の過程で発生する汚れなどを前処理槽へ送り、貯める仕組みになっていますので、年に 1 回以上はバキューム車による清掃が必要です。

<参考>

日常生活から排出される生活排水の汚濁物質 BOD は、一日一人あたりおよそ 40g になります。その中で台所や浴室、洗面所などからの生活雑排水が 27g、残りの 13g がトイレ排水（し尿）です。水の汚れを抑えるには、第一に使用済みの油をそのまま流さない、洗剤の量を少なくするなどの工夫が必要ですが、このような工夫を行っても、生活雑排水をそのまま河川に流してしまったのでは、自然が持っている自浄能力を超えているため、汚染されてしまいます。そこで合併処理浄化槽が必要となるのです。

生活排水処理の流れ



生活排水の標準的な水量と水質

排水源	汚水量 (L/人・日)	BOD量 (g/人・日)
トイレ排水	50	13
生活雑排水	台所	18
	洗濯	40
	風呂	50
	洗面	20
	掃除、雑用	10
計	200	40

3. 各部の名称と働き

XC 型 5・7・10N 人槽

流入パッフル

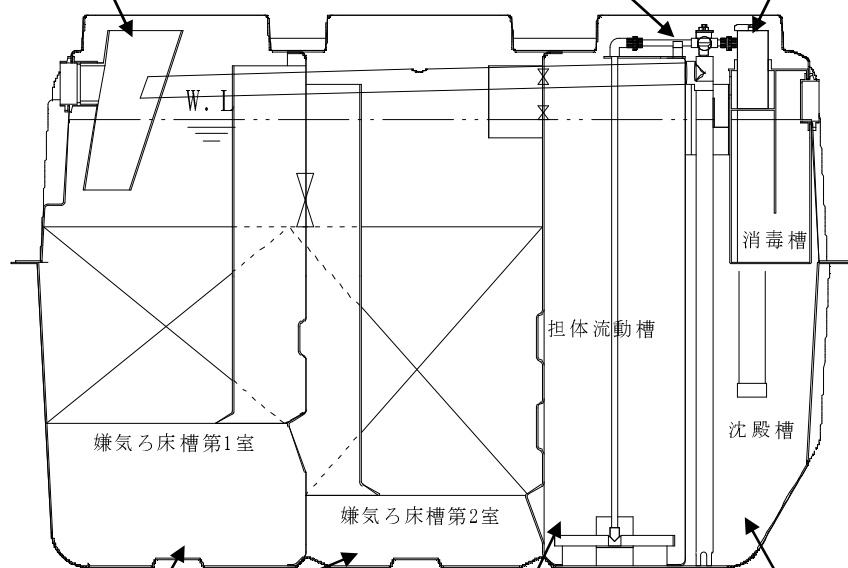
流入水及び硝化液循環兼汚泥移送水によるスカムや槽内汚泥の乱れを防ぎます。また、槽内に発生したスカムによる流入口の閉塞を防止します。点検時に夾雑物が無いか確認します。あれば取り除きます。

硝化液循環兼汚泥移送装置

硝化水及び堆積汚泥を嫌気ろ床槽1室に移送します。点検時には移送配管内を清掃します。移送水量を測定し、適正量に調整します。

処理水移送装置

沈殿槽越流水を消毒槽に移送します。点検時にバルブの設定や移送の様子を確認します。



嫌気ろ床槽1室・2室

固形物や夾雑物を分離・貯留します。嫌気性微生物の働きにより有機物を嫌気分解します。また、脱窒により窒素を除去します。点検時に汚泥の流出やスカム厚・汚泥堆積厚を測定し、清掃時期を判断します。

担体流動槽

φ60の円筒状特殊流動担体を充填しており、担体に付着した微生物の働きにより、汚水中の有機物の分解・除去及び窒素成分の硝化を行います。点検時には担体が均一に流動しているか確認します。また、DOが2mg/L以上であることを確認します。

沈殿槽

BOD除去に伴い発生した汚泥や流動担体から剥離した汚泥の沈殿分離を行い、清澄な処理水を得ます。点検時には発生したスカムを除去します。また、底部に堆積した汚泥を嫌気ろ床1室に移送します。

4. 浄化槽の一般的留意事項

- ① 浄化槽を使用するときは、浄化槽の機能を正常に維持するために、次の事項を守るよう浄化槽法で定められています。
 1. し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
 2. 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、混入させないこと。
 3. 浄化槽には、工場廃水、用水その他の特殊な排水を混入させないこと。
 4. 電気設備の電源を切らないこと。
 5. 浄化槽の上部または周辺には、保守点検または清掃に支障を及ぼす恐れのある構造物を設けないこと。
 6. 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼす恐れのある荷重をかけないこと。
 7. 通気装置の開口部をふさがないこと。
 8. 浄化槽に故障または異常を認めたときは、直ちに浄化槽管理者にその旨を通報すること。
- ② 浄化槽に入れる消毒剤は、浄化槽を使用開始するまでは開封しないでください。これらを守らないと、消毒剤から塩素ガスが発生し空気中の水分と反応し、塩酸を生じ、このために金属類を腐食する恐れがあります。
- ③ 浄化槽の保守点検・清掃には、それぞれ技術上の基準がありますので、維持管理は都道府県に登録されている保守点検業者と契約してください。汚泥引き抜きなどの清掃は、市町村長の許可を受けた清掃業者に依頼してください。
- ④ 浄化槽は法律で定められている毎年1回の定期検査を必ず受けてください。この検査で不詳なことは、浄化槽工事業者または維持管理業者にご相談ください。
- ⑤ 10日間以上、居住者が留守（転居・家屋売却なども含む）にする場合は、維持管理業者にあらかじめご相談ください。
- ⑥ ブロワなどから異常な騒音・振動が発生した。また、悪臭などでお困りのときは、施工業者または維持管理業者にご相談ください。
- ⑦ ブロワの電源は、防水型接地端子付コンセントになっていますか？ そうでない場合は防水型接地端子付コンセントに取り換えてください。また、ほこりなどが付着した場合に、接続が不完全な場合は感電や火災が生じる恐れがありますので、ご注意ください。
- ⑧ 浄化槽の施工要領書や維持管理要領書、取扱説明書などを紛失・破損された場合は、弊社にご連絡ください。直ちにお送りいたします。その他、不詳な点は、弊社お客様窓口にお問い合わせください。

5. ご使用になる前に

(1) 設置申請届はお済みになりましたか

浄化槽設置に必要な書類・手続きはお済みになりましたか。必ずご確認ください。

建築基準法や浄化槽法によって義務づけられていますので、工事着工前に、官公庁宛てに所定の設置申請届を提出してください。

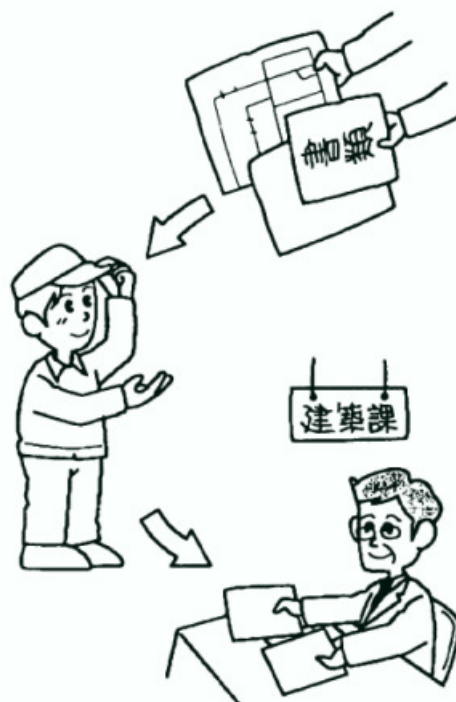
これらの手続きは、ほとんどの場合、施工する工事店が代行していますので、お問い合わせください。

●新築の場合（建築基準法第6条）

建築確認申請の際に、建築図面、見取図、浄化槽構造図など、必要な書類を建築主事に提出することになっています。

●改造の場合

設置届を都道府県知事（保健所）に提出することになっています。



(2) 維持管理契約はお済みになりましたか

浄化槽の正常な働きを維持するために、法律により定期的に維持管理（保守点検および清掃）することが義務づけられています。

この他にも使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に1回、以後毎年1回、水質に関する検査を受けなければなりません。

浄化槽の保守点検や汚泥引き抜きなどは、都道府県および市町村の登録・許可業者に依頼してください。

契約がまだお済みでなければ、お買い上げ業者または、弊社最寄の支店・営業所等へご連絡ください。維持管理業者をご紹介します。



6. ご使用の際のご注意

- トイレットペーパーは、水に溶けやすいものを適量で使用し、紙おむつや衛生用品、タバコなどの異物は、

絶対に流さないでください。詰まりや浄化能力低下の原因になります。

- 台所の調理クズや油などは回収し、流さないようにしましょう。また、食器洗いなどに使用する洗剤は、多く使い過ぎないようにしてください。詰まりや浄化能力低下の原因になります。

- 便器や風呂場の清掃には、塩酸・殺虫剤・防臭剤などの強い薬品の使用は避けてください。微生物、バクテリアが死滅し、汚物が浄化されなくなります。また、糖尿病などにより、薬を常時服用している場合も、浄化能力が著しく低下することがあります。

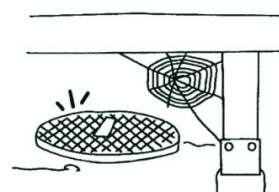
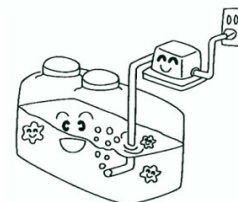
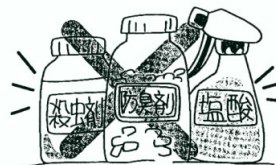
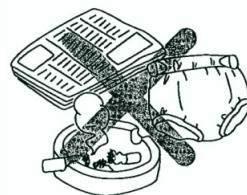
- 洗濯の際、洗剤の使用量はメーカーの指示量を守り、多く使い過ぎないように注意してください。リンを含む洗剤は、できる限り使わないでください。また、漂白剤も多量に使用しますと、微生物、バクテリアが死滅し、浄化機能が損なわれます。

- マンホールのフタがずれている場合は、危険ですから溝にきちんとはめてください。ロック機構のあるものは、必ずロックしてください。万一異常が認められた場合は、フタをお取り換えください。また、浄化槽付近で子供を遊ばせないでください。

- マンホールやブロワの上には、重い物を置かないでください。特に可燃性の物や危険物は遠ざけてください。

- ブロワが停止すると、槽内の微生物、バクテリアが死滅し、汚水が浄化されなくなるため、悪臭を放ちます。電源は絶対に切らないでください。

- 床下や物置の中など、維持管理できない場所には、絶対に設置しないでください。

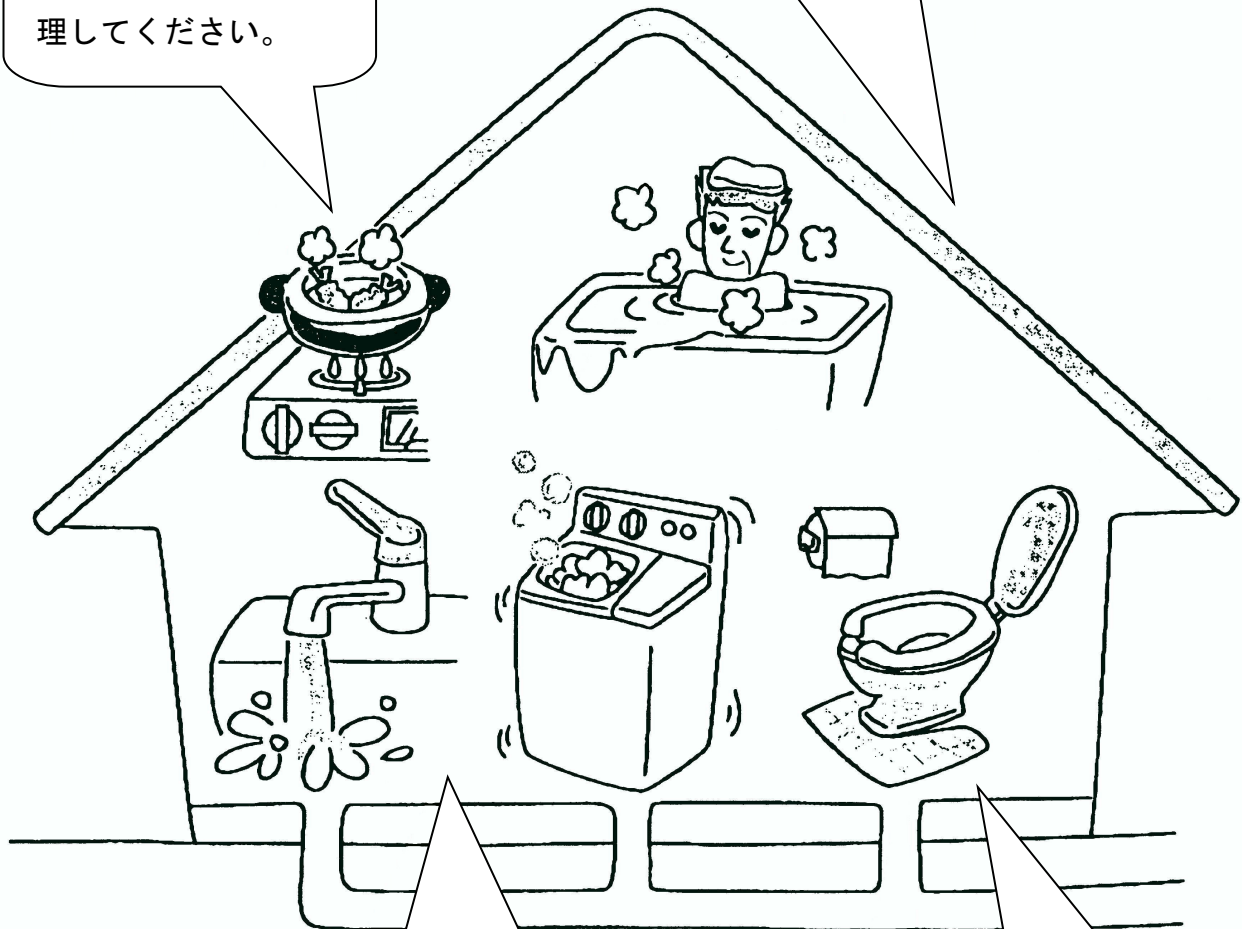


7. 浄化槽の上手な使い方

浄化槽は、私たちの生活から排出された汚水をきれいにして自然に還します。
浄化槽を上手に使って、きれいな水を確保していくために、次のことを守りましょう。

てんぷらの油などは、
古新聞や凝固剤で処
理してください。

お風呂の残り湯は洗濯や掃除な
どに利用し、排水を一度にたく
さん流さないでください。



洗濯や食器洗いの際、洗剤および
漂白剤は適正量を守りましょう。
特に洗濯やシャワーは節水を心
がけましょう。
水栓などの器具の故障はすぐ直
してください。

トイレには異物入れを用
意して、生理用品などは流さ
ないようにしてください。
便器の清掃は、せっけん溶
水か少量の中性洗剤をご使
用ください。

8. 正しい維持管理を

浄化槽の維持管理は、通常ご契約になられた専門業者が行います。その仕事について概略をご理解下さい。

(1) 維持管理とは

維持管理とは、浄化槽の健康診断のことです。「浄化槽は生きている」といえます。槽内の微生物の活動により、休むことなく浄化作用が行われています。したがって、浄化槽の正常な機能を維持し、適正な水質を確保するためには、定期的に保守点検（健康診断）をして、異常の早期発見と適正な清掃、修理（治療）をしなければなりません。これが維持管理です。

「浄化槽法」により、浄化槽管理者（施主）には、定期的な維持管理が義務づけられています。専門の維持管理業者とご契約ください。また、このほかに年1回は公的機関による水質検査（法定検査）を受けることも「浄化槽法」で定められています。

- 維持管理を行うことにより、結果的に維持費がお得になります。
- 維持管理が不十分だと放流水質不良の原因になります。

(2) 維持管理の内容

維持管理（保守点検）の業務内容

	内 容		内 容
浄化槽本体	1. 散気・水流の状態の点検、調整	ブ ロ ワ	1. エア圧力、送気状態の点検
	2. 汚泥の調整、抜き取り		2. 寿命部品の点検、交換
	3. 消毒剤の補充		3. エアクリーナの点検と清掃、交換
	4. 異物やスカムの除去		4. その他、各部の点検
	5. 防虫、防臭などの措置		

法定維持管理回数（XC型）

保守点検	4ヶ月に1回以上
清 掃	年1回以上
浄化槽法第7条検査 ※1	使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に1回
浄化槽法第11条検査 ※1	年1回

※1：指定検査機関の水質調査

維持管理規定

浄化槽の保守点検、清掃、検査は、浄化槽法第8～12条で定められ、浄化槽管理者（施主）に義務づけられています。浄化槽管理者は、下記の通り業務を委託できるとされています。

- 保守点検業者 条例で浄化槽保守点検業者の登録制度がある場合……登録業者
上記制度が無い場合………浄化槽管理士
- 清掃業者 市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者

(3) 維持管理の費用

維持管理の費用は、地区によって多少異なっています。ご契約の際、維持管理業者にお問い合わせ下さい。清掃費、水質検査費などは別料金となり、交換部品（寿命部品含む）、修理費などは実費計算となります。

ダイキ浄化槽保証書

- ① 本書は、本書記載内容（次項記載）に従って修理を行うことをお約束するものです。
- ② 使用開始日より保証期間中故障が発生した場合は、本書をご提示の上、お買い上げの販売・施工業者または維持管理業者などに修理をご依頼ください。
- ③ 本書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

*型式名	XC 型	浄化槽製造番号：
		ブロワ製造番号：

保 証 期 間	対象部品	期間（使用開始日より）	駆動部はブロワ・ポンプなどの設置設備類を含む
	槽本体	3 ヶ年	
	駆動部 内部部品	1 ヶ年	

但し、ダイヤフラム、オイル、消毒剤等の消耗部品は除く。

* 据 付 日	年 月 日
* 使用開始日	年 月 日
* 使 用 者 (設置者)	ご住所
	お名前
	電 話 ()

修理記録

年 月 日	内 容	業 者 名
・ ・		
・ ・		
・ ・		

*施工業者 住 所 社 名 電 話 () — 浄化槽設備士名 浄化槽設備士証 No. 第 号	
---	---

*印欄に記入のない場合は無効となりますので、必ずご確認ください。

株式会社 ダイキアクシス

本社/愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 T E L (089) 927-2222

修理規程

1. 取扱説明書、施工要領書、維持管理要領書、取扱ラベル等の注意書きに従って正常な使用状態で保証期間内に故障した場合には、無償修理いたします。なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。
2. 保証期間内に、故障して修理をお受けになる場合は、お買い上げの販売・施工業者または維持管理業者にご依頼ください。この浄化槽は出張修理いたしますので、その際には本書をご提示ください。
3. 保証期間内にご転居の場合には、保証書の書き換えがありますので事前に弊社窓口までご連絡ください。
4. 本書に記入してある施工業者または維持管理業者等に修理をご依頼になれない場合には、お近くの弊社窓口へご相談ください。
5. 保証期間内でも次の場合には有償修理になります。
 - (イ) 使用上の誤りによる故障または損傷
 - (ロ) 適切な維持管理がなされていないとき
 - (ハ) 適切な工事がなされていないとき改造や不適切な修理による故障または損傷
 - (ニ) 駆動部の取付場所の移動等による故障または損傷
 - (ホ) 重量車両の通行・振動による故障または損傷
 - (ヘ) 火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障または損傷
 - (ト) 本書の提示のない場合
6. 本書は日本国内に於いてのみ有効です。
7. その他のご注意事項
 - (イ) 浄化槽は「浄化槽法」により、使用者（設置者）は定期的に保守点検、清掃、水質検査を行うことを義務づけられております。これらの費用は保証期間内でも別途ご使用者（設置者）のご負担となります。
 - (ロ) この保証書は「機能」を保証するもので、「性能」を保証するものではありません。
 - (ハ) 本書に使用開始日または据付日、使用者（設置者）、施工業者の記入のない場合及び字句を書き替えられた場合は、この保証書は無効です。

この保証書は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無償修理を約束するものです。したがって、この保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありません。保証期間経過後の修理については、施工業者、維持管理業者または、お近くの弊社窓口にお問い合わせください。